

# 鹿野浄化センター脱水汚泥運搬業務仕様書

## 1. 目的

この仕様書は、鹿野浄化センターで脱水処理された汚泥を発注者が指示する処分場まで運搬するための業務に必要な事項を定めるものである。

なお、運搬する脱水汚泥の重量は受注者が計量し、業務を実施した翌月に発注者に報告すること。

## 2. 委託業務の履行義務

鹿野浄化センターから搬出された脱水汚泥を処分場まで確実に運搬するため、仕様書及び契約書等に基づき、受注業務を完全に履行するとともに、関係法令を遵守しなければならない。

## 3. 脱水汚泥の搬出場所

周南市大字鹿野下地内 鹿野浄化センター

## 4. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 5. 関係書類の提出

産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）を発注者に提出すること。更新等があった場合も速やかに発注者に連絡し、関係書類を提出すること。

## 6. 委託業務に従事する者の承認

受注者は従事者の氏名・職名・資格所有の状況等を記載した書類を提出し、発注者の承認を得なければならない。なお従業員の異動や変更の場合も同様とする。

## 7. 委託業務に従事する者の承認取消し

委託業務に従事する者で、業務上不適格であると認めた場合は、承認を取り消すものとする。この場合、受注者は直ちに代行者を選び業務に従事させなければならない。

## 8. 安全管理

業務上危険が伴う作業なので、事故防止のため従業員に対し常に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

## 9. 保健衛生管理

従業員の保健衛生管理を徹底しなければならない。

## 10. 緊急事態発生の対応

搬入、搬出中及び運搬業務中に事故が発生した場合は、すみやかに必要な措置をとり、直ちに発注者に連絡しその指示を受けなければならない。

## 11. 処分施設の停止時の対応

処分施設が停止し脱水汚泥の処分ができない場合は、他の処分場を発注者が指示する。

## 12. 発注者への報告

受注者は、月毎に業務実施数量等を集計し、発注者に遅滞無く報告しなければならない。

## 13. 支払方法

月々の業務完了後の支払いとする。

## 作業要領

### 1. 業務の発生

鹿野浄化センターより運搬依頼の連絡が入ることにより業務が発生する。

搬入頻度は月当たり3～4回程度。（脱水運転状況により変動がある。）また、施設内でのバケツ（アームロール箱）の入替えのみの作業等も含む。

### 2. 運搬に関する留意事項

1) 受注者は、交通法規を遵守するとともに、周辺の人に迷惑をかけないように運搬中は、脱水汚泥飛散防止や悪臭の漏洩がないようにすること。

2) 鹿野浄化センターから搬出した脱水汚泥を運搬車両の許容積載量を超えない範囲内で積載し処分場に運搬すること。

#### 3) 脱水汚泥の計量方法

総量（運搬車が脱水汚泥を積載した重量）及び風袋（運搬車が脱水汚泥を積載しない重量）を計量し、正味の重量を算出したものを市に報告すること。

### 3. 運搬場所

ジェムカ㈱ 山口県萩市大字福井上字萩ノ浴2773番1とする。

### 4. 運搬車両

脱水汚泥はバケツ（アームロール箱）に積載してあるので、運搬車両についてはアームロール式などの荷台脱着式とする。車両の改造等については受注者が行うものとする。

なお、運搬車両については、発注者の承認を受けること。

### 5. その他

1) 脱水汚泥とは、汚泥脱水設備で処理された下水汚泥で、含水率79～87%程度のものをいう。

2) 脱水汚泥運搬量は、年当たり95トン程度である。

3) 脱水汚泥の管理は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）で行う。

### 1. 経費の負担区分

1) 産業廃棄物マニフェストは発注者の負担とする。

2) 計量に要する費用は受注者の負担とする。

3) 業務の実施にあたり、第三者に損害を与えたときは、発注者の責めに帰する理由以外、受注者の責任で処置すること。

2. 本仕様書に定めのない場合の事項については、必要に応じて市と協議して決定すること。